

# 日本の世界遺産保存管理計画の研究

## －「石見銀山遺跡とその文化的景観」の保存管理計画の今後に向けて－

A study on the management plans for World Heritage Sites in Japan

: future development of the management plan of "Iwami Ginzan Silver Mine and its Cultural Landscape"

庄子 亮平  
SHOJI Ryohei

### 1. 序章

#### (1) 研究の背景

現在、世界遺産の推薦をする際には保存管理計画、もしくは成文化された保存管理体制を持つことが世界遺産作業指針により求められている<sup>1</sup>。これは推薦資産が世界遺産リストに登録された後、適切な保存管理によって、遺産に損傷を与える開発または遺産の存在が無視されることによって生じる損害から遺産を守るためである。しかしこの保存管理計画または保存管理体制が世界遺産登録のために作成されただけで、実行されなければ意味はないものとなる。

日本においても2004年記載の「紀伊山地の霊場と参詣道」から保存管理計画を提出するようになり、以降全ての推薦資産において保存管理計画が策定されている。保存管理計画の策定は原則として推薦資産が所在する地元の行政団体が行うが、それら団体が行う保存管理計画の策定を支援するため、2007・2008年度に文化庁は保存管理計画策定のための調査研究を行い、計画の基本的な構成について指針を示している。しかし果たして日本の保存管理計画は世界遺産委員会が求める基準を満たしているのだろうか。また実際に計画は実施されているのだろうか。

#### (2) 研究の目的・方法

本研究では、二つの段階を追って、この問題について考えていくこととする。まず、これまでに日本が世界遺産委員会に提出した保存管理計画のうち、文化庁の2008年指針以降に策定された保存管理計画を取り上げ、これらがどのようにして世界遺産委員会が求める基準を満たそうとしているのか、世界遺産委員会が定めている作業指針との整合性チェック、また他国で策定されている保存管理計画のうち、よく参照されるイギリスの保存管理計画から代表的なもの2点との比較分析により、現在の日本における保存管理計画の総合的な特徴と問題点を明らかにする。

次に、文化庁指針以前の初期の保存管理計画から、

時間が経過していながらまだ見直し等が行われていない「石見銀山遺跡とその文化的景観」をケーススタディとして取り上げ、先に明らかにした日本の保存管理計画が総合的にもつ特徴と問題点との関係において、保存管理体制の検討も加えてより詳細に分析を行い、強化すべき点、また改善すべき点を明らかにしながら、石見銀山保存管理計画の今後への提言としてまとめるとともに、日本の保存管理計画が持つ特徴と問題点をさらに掘り下げて再確認し、本研究のまとめとする。

なお石見銀山をケーススタディとして取り上げた理由については、石見銀山の保存管理計画が、日本が世界遺産保存管理計画を策定するようになった初期のころのものであり、その後見直しが行われていないところから、また史跡から伝統的建造物保存地区まで包含して住民参加を見据えた総合的な世界遺産の保存管理計画の例であるところから、計画の実効性との関係で問題が抽出しやすいと考えたからである。また申請時において保存管理計画の策定が行われていなかった「白川郷・五箇山の合掌造り集落」(1995年記載)、「古都奈良の文化財」(1998年記載)、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」(2000年記載)については、最近になって保存管理計画あるいはこれに相当するマスタープランなどの策定が終了したか、あるいはまもなく終了することになっており、現在の日本における保存管理計画の策定プロセスの実際をみるのには適しているが、ここではまずは成文化された保存管理計画の実効性を考えることを優先して、これら最近の保存管理計画あるいはマスタープランについては本研究では扱っていない。

### 2. 世界遺産委員会が求める保存管理計画

世界遺産委員会は、自らが定める作業指針第108項から第118項において保存管理計画について詳しく規定している<sup>2</sup>。このうち第108項では全ての推薦資産が適切な保存管理計画もしくは成文化された保存管理

体制を持つことを求めている。また作業指針第 111 項では効果的な保存管理計画が持つ 7 つの共通の要素について記述しており、作業指針第 112 項は資産を保護する短期・中期・長期の活動を示した行動計画についての記述である。これらの規定から世界遺産委員会が保存管理計画に求めている重要な事項を抽出すれば以下の通りとなる。

- ・関係者すべてが参加して行う協議のプロセスが組み込まれていること
- ・現状の分析から将来計画まで、具体的な問題点の把握を前提とした計画であること
- ・そのうえで計画→実行→経過観察→評価→見直しのプロセスが確保されていること
- ・従って計画には具体的なアクションプランが付随しているべきであり、それは短期、中期、長期の計画からなる。
- ・関係するあらゆる部局・関係者がオープンに協力し、統合的に計画の策定及び実行にあたる体制が整っていること。そのための財源も確保されていること

さてそれでは、上記は日本の保存管理計画では確保されているのだろうか。次章でこれをみていくこととする。

### 3. 文化庁の調査研究と日本の保存管理計画

#### (1) 文化庁の調査研究<sup>3</sup>

2007・2008 年度に文化庁は包括的保存管理計画の策定に関して調査研究を行った。この調査研究では「今後の包括的保存管理計画の在り方」として世界遺産条約や作業指針に対応し、海外の世界遺産のマネジメントプランを参考にした包括的保存管理計画が考えられている。また文化庁は、当時すでに策定されていた「紀伊山地の霊場と参詣道」・「石見銀山遺跡とその文化的景観」・「平泉一浄土思想を基調とする文化的景観一」（2007 年推薦時名称）の計画構成をもとに今後の包括的保存管理計画の構成案を示した（資料 1）。

#### 資料 1 文化庁が示した保存管理計画の構成案

第 1 章	目的と経緯(推薦資産と緩衝地帯)
第 2 章	資産王政の概要と保存管理状況(推薦資産と緩衝地帯)
第 3 章	保温管理の目標と基本方針(推薦資産と緩衝地帯)
第 4 章	保存と管理(推薦資産)
第 5 章	周辺環境の一体的保全(緩衝地帯)
第 6 章	整備と公開・活用(推薦資産と緩衝地帯)
第 7 章	運営体制の整備と運営(推薦資産と緩衝地帯)
附章	(事業計画(案))

#### (2) 平泉から富岡製糸場までの保存管理計画

平泉から富岡製糸場までの保存管理計画は、文化庁の指針以降に策定された計画である。これらの計画の構成は、文化庁の指針を原則踏襲しているが、その後の進展もみられる。文化庁の提案では第 2 章の中に組み込まれていた保存管理状況は富士山の計画以降「現状把握」として独立した章になり、同じく第 3 章のうちに組み込まれていた「顕著な普遍的価値の明確化」も一つの章として独立するようになった。顕著な普遍的価値に即して現状を分析し、問題点の所在を探り、計画を策定するという姿勢がより明確化されるようになった結果といえる。また遺産の状況や個々の構成資産の状態などに影響を与える要素の変化を把握する「経過観察」は文化庁の指針にはなかったが、2011 年度版の作業指針第 111 項で遺産内の変化や開発等の影響を観察し、評価することの重要性が明示されたことにより、日本の保存管理計画でも、その名称で独立した章を設けるようになったと考えられる。

以上のように平泉以降の保存管理計画は、「現状把握」や「経過観察」など遺産内の変化する要素を把握する章が独立してできたことにより、法律や条例の整理といった保存管理の行政面だけでなく、遺産内の実情をより具体的に把握するような章構成になった。

しかし遺産の経過観察をもとに、続いて行われるべき保存管理計画の定期的な見直しは、各計画によって記述が異なる。本来必要とされる保存管理計画全体の改訂に関して明記しているのは鎌倉だけであり、平泉は保存管理計画の一部である行動計画の修正の記述のみである。また富士山では「富士山世界文化遺産協議会作業部会」が計画の実施状況を把握し、課題・施策案を協議会に提示すること<sup>4</sup>、そして富岡製糸場では保存管理体制を示した図において「群馬県世界遺産協議会」が保存管理計画を修正することが記述されているが<sup>5</sup>、計画本文で保存管理計画の改訂について明記はしていない。これは日本における保存管理計画の位置づけが、特異なものであることを示唆している。

なお日本の世界遺産保存管理計画は、個々の構成遺産に特化した個別の保存管理計画と、それらを束ねて世界遺産全体を緩衝地帯とともに総合的に管理する包括的保存管理計画の 2 段階構成で構成されている。本研究では、後者の包括的保存管理計画を世界遺産保存管理計画として扱っている。

作業指針が第 111 項に列挙して求める条件、第 112 項で求める行動計画及び、世界遺産委員会が重視している住民参加の基準をもとに作業指針と平泉以降の保

存管理計画を比較すると表1のような結果になった。

表1 平泉から富岡製糸場までの保存管理計画と作業指針との比較

作業指針	平泉	鎌倉	富士山	富岡製糸場
111項				
a: 講習会・講座等を通して住民に資産の世界遺産としての価値を十分に説明しているか	○	○	○	○
b: 計画の定期的な更新について記述があるか	△	○	△	○
c: 経過観察と現状把握が行われているか	○	○	○	○
d: 行政と地域住民の連携、地域住民の遺産の保存管理への参加が行われているか	○	○	○	○
e: 行動計画において必要な資源分配の記述がされているか	×	×	×	×
f: 人材育成がなされているか、地域住民の学習機会があるか	○	○	○	○
g: 保存管理計画の運用の責任の所在が明記されているか	×	×	×	×
g: 保存管理体制の透明性があるか	○	○	○	○
112項: 行動計画が策定されているか	○	○	○	○
地域住民が保存管理計画の改訂に参加しているか	×	×	△	×

表1からおおよそ日本の保存管理計画は作業指針の要求を満たしていると考えられる。特に作業指針第111項のa・d・fで求められている地域住民への資産の価値の伝達、地域住民の活動の支援や協力はどの計画も満足している。また第111項gの保存管理体制の透明性については、保存管理体制を図示するなど組織の関係を分かりやすく説明する工夫がなされており、確保されている。しかし保存管理計画の改訂について明記されていないこと、行動計画においてリソースに関する記述がないこと、保存管理計画の実行に関する責任の所在がないこと、地域住民参加がなされていないことが問題点として挙げられた。

#### 4. イギリスの世界遺産マネージメントプラン

##### (1) イギリスのマネージメントプラン

前章で分析した日本の保存管理計画の問題点を明らかにするために、本研究では比較としてイギリスの世界遺産マネージメントプランを取り上げた。参考にしたのは Bath 市街と Stonehenge の2つの遺産である。これらの分析からイギリスのマネージメントプランについて以下の6点の特徴を明らかにした。

##### ①問題点と解決策の一貫性

イギリスのマネージメントプランにおいては世界遺産内の課題の特定と抽出、解決方策・方針の提示、そしてアクションプランを通して行う課題の解決方法について明示されている。プロセスとしてはまず課題の特定・抽出を行い、次に課題をいくつかの項目に分けてまとめ、これらの項目ごとにさらに詳細に問題点について分析し、課題を解決するための方法・方針が述べられる。Bath 市街では“objective”、Stonehenge では“Aims and policies”という言葉で表現されるが、ここで具体的な方策・方針が述べられ、これに対応するアクションプランが策定されている。

この課題の特定・抽出からアクションプランの提示に至る過程は、マネージメントプラン単体かつその全体において筋道を明確にして、課題の解決を図ろうとしているところに特徴がある。

##### ②将来のビジョン

イギリスのマネージメントプランは、ただ遺産の保護のために問題点を挙げそれに対処する、というだけではなく、その遺産を将来どういうものにしていくかという長期的なビジョンも示している。このビジョンは、抽象的な総論だけでなく、その目標を項目化して具体化し、優先順位をつけて分かりやすくするなどの工夫がなされている。

##### ③マネージメントプランを監督する組織

イギリスのマネージメントプランにはプランの遂行を監督する組織の存在について記述があり、構成メンバー、組織の役割についても詳細に示されている。これらは、Bath 市街では Steering Group、Stonehenge では World Heritage Site Committee (以下、WHS Committee とする) と World Heritage Site Advisory Forum という名称で存在する。これらの組織の構成員は行政側の人間・組織だけでなく、大学教育機関や地域住民側の組織・団体も含んでおり、地域一体となった組織になっている。役割のうちで特に重要であると考えるのは、これらの組織にプランの実行を監督することと、プランの定期的な見直しを行う権限が与えられていることである。

##### ④マネージメントプランを監督する組織の管理者

③で見たマネージメントプランを監督する組織に、さらにその組織の面倒をみる管理者が配置されている。管理者の職名は Bath では World Heritage Manager、Stonehenge では World Heritage Coordinator である。管理者の主な役割は、それぞれの組織のいわば事務局としての役割をはたして、世界遺産の管理とマネージ



メントプランの見直し、そして各組織の協調関係の確立・維持などの業務の円滑な遂行を管理することにある。

#### ⑤ マネージメントプラン改訂への地域住民参加

イギリスのマネージメントプランは住民がプランの改訂に参加する体制が出来上がっている。すでに述べたように、④で見たプランを監督する組織への住民の参加は確保されている。すなわち地域住民側の組織・団体が組織のメンバーとして参加しており、改訂作業において住民の意見を反映させる体制がとられている。また Bath、Stonehenge のどちらにおいても1ヶ月以上にわたって公聴会が開かれ、組織に参加していない地域住民が意見を発することができるようになっている。

#### ⑥ マネージメントプラン改訂のプロセスの明記

Bath 市街と Stonehenge はどちらもすでに改訂がなされており、そのプロセスがプラン内で記述されている。Stonehenge のプランは、改訂を指示する命令から UNESCO への提出までの過程を Bath 市街より詳しく記述しており、それを見ると English Heritage の支援を受けた WHS Committee が中心となり改訂作業を行ったことが明記されている。プラン改訂は段階的であり、English Heritage が作成した原案をもとに WHS Committee が市としての案を完成させる。公聴会を経た後に必要な修正が加えられ、WHS Committee から文化・メディア・スポーツ省へ提出される。同省大臣の認可を受けた後、世界遺産委員会に提出するため UNESCO に送られる、という手順を踏んでいる<sup>6</sup>。

### (2) イギリスの世界遺産マネージメントプランと日本の保存管理計画の比較

前章では世界遺産委員会が求める保存管理計画の要素と日本の保存管理計画の比較をした。ここでは実際に使用されているイギリスのマネージメントプランと日本の保存管理計画を比較した。比較の視点として次の4点を設けた。①計画の性格②計画の独自の将来像③計画を監督する組織④計画の見直し・改訂。

#### ① 計画の性格

日本の世界遺産保存管理計画は文化財保護法に基づく個別の文化財の保存管理計画の上位に位置するものとして存在し、結果としてそれらを横断する関係する法律や条例、計画など既存のものをまとめた行政的な性格が強いものになっている。対して、イギリスのマネージメントプランは世界遺産地域における具体的な課題を抽出し、その課題の解決の方法や方針を設定しアクションプランを策定するという、より実行性が高い一貫性があるものになっている。

#### ② 計画の独自の将来像

日本の保存管理計画は独自の将来像を持たず、各景観計画や総合計画で記載されている将来像を必要に応じて引用するものとなっている。一方でイギリスのプランは独自の長期的ビジョンを提示し、これに個別の目標や優先事項を関係づけている。

#### ③ 計画を監督する組織

日本の保存管理計画は、その実施を責任を持って行う組織に関して記述がない。ただし計画を管理する組織は設置されており、それぞれ委員会や協議会といった名称で存在が規定されている。これらの組織は行動計画の修正を担当することになっている他、前述のように「富士山世界文化遺産協議会作業部会」は、保存管理計画の実施状況の把握、課題や施策の協議会への提示を行い、「群馬県世界遺産協議会」は保存管理計画の修正に関わることが示されている。一方イギリスの場合には、Bath 市街では Steering Group、Stonehenge では WHS Committee 及び World Heritage Site Advisory Forum が存在し、日本の委員会・協議会よりも多くの権限が与えられて、マネージメントプランの実施・改訂を行う。

#### ④ 保存管理計画の見直し・改訂

日本の保存管理計画は、既存の法律や条例などを整理してまとめたものであるところから、その一部である行動計画の修正は行われても、保存管理計画の全体は改訂されにくいものとなっている。従って保存管理計画の改訂のプロセスや関わる組織・関係者についての規定はなく、また地域住民が意見を発し、それが計画に反映される仕組みについても明確ではない。一方でイギリスの保存管理計画は日本の状況とは反対に約6年ごとの見直しが明記され、計画の見直しを監督する組織についても明確になっている。またイギリスの保存管理計画はその性格からマネージメントプランとアクションプランが同時に改訂される仕組みとなっている。

### 5. 日本の保存管理計画の特徴と問題点

第3章と第4章の比較分析から日本の保存管理計画の特徴と問題点に関して考察した。特徴として挙げられるのは①計画の性格②地域住民に対して資産の価値の伝達を図り、地域団体の活動の支援を規定していること③保存管理体制の透明性が確保されていること、の3点である。一方で問題点として挙げられるのが①将来像の欠如②保存管理計画の改訂について、定期的な修正・改訂プロセスの明記がなされていないこと③

地域住民が保存管理計画・行動計画の修正に参加する仕組みがないこと④保存管理計画の実行に関して責任がないこと、の4点が挙げられた。

## 6. 世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」の課題と提言

### (1) 「石見銀山遺跡とその文化的景観」の保存管理計画と保存管理体制

#### (i) 保存管理計画

石見銀山の保存管理に関わる計画は、世界遺産保存管理計画、個々の資産ごとに策定された史跡石見銀山遺跡保存管理計画、伝統的建造物群保存地区保存計画(2地区)である。石見銀山において特徴的なのは、世界遺産保存管理計画において特別に「第6章 個別資産の保存管理計画の間における調整方法」を設けて、個々の管理計画相互の関係について調整方法を明記していることである<sup>7</sup>。本章において石見銀山の世界遺産地域における重要文化財と重要伝統的建造物群保存地区(以下、重伝建地区とする)、史跡と重伝建地区の重複部分の調整方法について記述がある。平泉以降の計画でこのような章は取り入れられてはいない。

一方で問題点は①遺産の「現状把握」・「経過観察」を行う体制ができていないこと②保存管理計画の見直しの記述がないこと③「行動計画」の章が取り入れられていないこと、の3点である。

#### (ii) 保存管理体制

石見銀山の保存管理体制において特徴的であるのは、石見銀山協働会議の存在である。これにより、地域住民の積極的な遺産の保存管理が可能となっている。石見銀山協働会議が地域住民を巻き込んで地域の課題の抽出とその解決策の提示までを行っているが、これは平泉以降には見られない地域参加として特筆すべきものである。また石見銀山協働会議は石見銀山基金を管理しており、2011年度から審査を通った事業に対して補助をしているが、その事業数、事業費・補助額は年々増加しており、地域住民団体の活動が継続していることがわかる<sup>8</sup>。

一方で問題点は、①行動計画・行動リストの更新が明記されているにもかかわらず、更新されていないこと②石見銀山協働会議の活動が石見銀山基金の運用中心になっており、かつて行った地域課題の抽出とその課題の解決策の提示が定期的に行われていないこと、である。

### (2) 分析と提言

ここでは、石見銀山の保存管理計画と保存管理体制

の特徴と問題点、そして前章で確認した日本の保存管理計画の特徴と問題点を踏まえ、石見銀山が現在抱える課題を3点挙げ、それらに対する提言を行った。

課題①は保存管理計画の改訂が行われないことについてである。これは保存管理計画が個別の保存管理計画の上位にあたり、法律等をまとめるものという性格上もともと改訂されにくいものであることに加えて、遺産の状況や構成資産の状態など変化する要素を把握する「現状把握」と「経過観察」の章が設けられていなかったことが原因として考えられる。さらにこれらの章を踏まえた「行動計画」の章も設けられていなかった。

課題②は石見銀山における地域住民参加の成果が保存管理計画に反映されていないことである。石見銀山は協働会議を主な例として、地域住民が遺産保存の運営・調整側に立っており、地域参加の点においては他の日本の世界遺産よりも一歩進んでいる。しかし保存管理計画ではこの地域住民側の成果を保存管理計画に取り込むことができていない。

課題③は石見銀山協働会議が地域の代表としての機能を果たしていないことである。石見銀山協働会議の現在の活動は石見銀山基金の運用中心になってきており、かつて協働会議が行ったような地域の課題の把握とその解決策の討論・提示が定期的に行われていない。その結果として行動計画・行動リストの修正・改訂が行われていない。

これらの課題①②③に対して提言を行った。

まず課題①の提言として次の4点をあげた。1点目は保存管理計画の見直しによって「現状把握」と「経過観察」の章を導入することである。これらの章により遺産内の変化の要素を把握し、遺産の持続的な保存管理を図る。またここで把握した変化をもとに定期的な計画の改訂を行うことを計画内で規定するべきである。2点目は課題②の提言にもなるが、「行動計画」の章を導入し、協働会議が策定した行動計画と協調させることである。これは「現状把握」・「経過観察」で抽出した問題について地域住民側と共有し、以前のように官民協働で議論を行い、地域参加の成果として策定された行動計画を保存管理計画の行動計画として取り込む、ということである。3点目は保存管理計画の改訂に、地域企業やNPO法人を取り込んだ協働会議を参加させることである。これにより地域住民の意見を取り入れ、計画へ反映できるようにする。そして4点目は保存管理計画の改訂を「現状把握・経過観察」と「法律・条例・計画等」に分け、前者は定期的に調査しそ

の結果に応じて「保存管理の基本方針」を修正するようにする。そして後者は元の文章が修正された時に影響を受ける部分を修正するようにすべきである。これにより法律等に関わらず定期的な改訂が可能になると考えられる。

課題③に対する提言は、石見銀山協働会議を地域住民だけでなく地域団体・企業をも含んだ、より一体化した地域による保存管理を図る組織にすることである。そのために必要であるのは協働会議の刷新と協働会議の役割の明確化である。協働会議の形成時、参加者は行政職員と公募された地域住民だけであったが、遺産の保存管理に関わるのは彼らだけではないことから、協働会議の構成員を今までよりも拡大するべきである。行政側は遺産の保存管理・整備活用に関わる組織、民間側は地域住民だけでなく、地域団体や企業を含むことが望ましい。この組織の第一の目的は一体的な地域による遺産の保存管理であるが、このために①行動計画・行動リストの更新、実施状況の監督と把握②石見銀山基金の運用③世界遺産とそれに関わる活動の広報④保存管理計画の実施、見直し・改訂の支援、の4点を組織の役割として設定するべきである。

## おわりに

以上、本研究では文化庁の調査研究以降に策定された平泉から富岡製糸場に至る日本の保存管理計画の特徴及び問題点を、イギリスのマネージメントプランとの比較において明らかにし、その成果をもとに文化庁の調査研究以前に策定されていながらまだ改訂が行われていない石見銀山保存管理計画・管理体制をケーススタディとして分析し、来る改訂に向けての提言を行った。

本研究を通じて、保存管理計画には根本的な問題が2点あることがわかった。まず1点目は、保存管理計画は資産の推薦時に限られた時間の中で策定されることにより、世界遺産の登録だけを目指した実行性が薄いものになりやすいということ。そして2点目は世界遺産条約が各国の文化財保護制度にとって後発のものであることから、文化財保護制度の中で世界遺産を保護する法体制がまだ整っていないことである。今後は世界遺産保存管理計画を実行性あるものに変えていくためにはどうしていくべきか、計画が現実に実施されているか、確実に実施していくためにはどのような制度整備が必要かという部分に注目して世界各国の保存管理計画の分析を行いたい。

## 参考文献

- 1) World Heritage Committee, 2013. *Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention 2013*.
- 2) 前掲(1)
- 3) 文化庁：世界文化遺産の登録推薦に向けた包括的保存管理計画の策定について(中間報告)概要版、文化庁、2008
- 4) 文化庁、環境省、林野庁、山梨県・静岡県、富士吉田市・見延町・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町、静岡市・沼津市・三島市・富士宮市・富士市・御殿場市・裾野市・清水町・長泉町・小山町：世界遺産一覧表への記載推薦に係る富士山包括的保存管理計画(本冊)、文化庁、環境省、林野庁、山梨県・静岡県、富士吉田市・見延町・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町、静岡市・沼津市・三島市・富士宮市・富士市・御殿場市・裾野市・清水町・長泉町・小山町、p.171、2012
- 5) 富岡製糸場と絹産業遺産群 包括的保存管理計画(案)(V. 3)、p. 92
- 6) English Heritage, 2009. *Stonehenge World Heritage Site Management Plan 2009*. London: English Heritage, pp.13-14
- 7) 島根県・大田市：「石見銀山遺跡とその文化的景観」に関する包括的保存管理計画、島根県・大田市、2005
- 8) NPO 法人石見銀山協働会議 石見銀山基金の助成事業について 平成23年度～平成25年度石見銀山基金事業  
[http://ginzan-npo.jp/kyodo\\_fund/fund.html](http://ginzan-npo.jp/kyodo_fund/fund.html)